

事務連絡
令和2年3月10日

各

都道府県
市町村
特別区

 セーフティネット保証担当部局 御中

国土交通省観光庁観光産業課
土地・建設産業局不動産課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

住宅宿泊事業等のセーフティネット保証5号対象業種の追加指定について（周知）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定が3月6日に追加指定されました。（下記URL参照。）

今般追加指定された業種のうち、「他に分類されない宿泊業」（分類番号 7599）の「宿泊業」とは、一般公衆、特定の会員等に対して宿泊を提供する事業所をいうものであることから、住宅において宿泊サービスを提供する住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業は、「他に分類されない宿泊業」に該当するものであります。（日本標準産業分類参照）

つきましては、住宅宿泊事業法の住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者から、資金繰り支援措置等の相談がありましたら、上記の旨を了知の上、適切に対応していただきますようお願いいたします。

【参考：経済産業省 HP】

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

【お問い合わせ先】

<住宅宿泊事業関係>

観光庁 観光産業課 民泊業務適正化指導室

Tel : 03-5253-8330（直通）

Fax : 03-5253-1585

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課

Tel : 03-3595-2301（直通）

Fax : 03-3501-9554

<住宅宿泊管理業関係>

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課

Tel : 03-5253-8111（内線：25136）

Fax : 03-5253-1557